

# 岩手県台風 10 号大雨等災害義援金募集要綱（第 3 版）

社会福祉法人岩手県共同募金会

## 1 趣旨

平成 28 年 8 月 30 日に岩手県太平洋沿岸部に上陸した台風 10 号により、岩手県内では岩泉町をはじめ 5 市 4 町 3 村で死傷者等の人的被害、家屋の流失、床上浸水・床下浸水等の被害が発生、災害救助法が適用されました。

岩手県共同募金会（以下「本会」という）では、この災害による被災者を支援することを目的に義援金の募集を行います。

## 2 義援金の名称

岩手県台風 10 号大雨等災害義援金

## 3 募集期間

平成 28 年 9 月 5 日（月）から平成 29 年 3 月 31 日（金）まで

## 4 義援金受入口座

| 金融機関   | 支店名                         | 口座番号              | 名 義 等                                |
|--------|-----------------------------|-------------------|--------------------------------------|
| 岩手銀行   | 本店                          | (普) 2 2 4 1 8 5 3 | 社会福祉法人岩手県共同募金会<br>岩手県台風 10 号大雨等災害義援金 |
| ゆうちょ銀行 | 0 0 1 3 0 - 2 - 3 8 7 4 9 7 |                   | 岩手県共同募金会<br>台風 10 号大雨災害義援金           |

※ 1 岩手銀行の本・支店間の窓口からの振込手数料、ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局の窓口からの振替手数料は無料です。

※ 2 上記以外の他銀行からの振り込みや ATM、ネットバンキング等を利用した場合の振込手数料は有料です。

## 5 現金書留による義援金の送付

〒020 - 0831 岩手県盛岡市三本柳 8 - 1 - 3 社会福祉法人岩手県共同募金会

※ 現金書留用封筒に「救助用郵便」と明記してください。郵便料金が免除されます。

## 6 義援金の課税上の取扱い

この義援金は所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当します。

金融機関での振込金受領書等に本「岩手県台風 10 号大雨等災害義援金募集要綱」を添えて、または本会が発行する領収書を確定申告時にご提出ください。

なお、本会が発行する領収書が必要な方は別紙「岩手県台風 10 号大雨等災害義援金領収書希望者名簿」をご提出ください。

## 7 義援金の配分

本会でとりまとめた義援金は、岩手県、日本赤十字社岩手県支部、本会等で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者に配分します。

## 8 その他

(1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いしていません。

(2) この要綱は、平成 28 年 9 月 5 日から施行します。

10 月 26 日改正（第 3 版）

問い合わせ先

社会福祉法人岩手県共同募金会

〒020 - 0831 岩手県盛岡市三本柳 8 - 1 - 3

TEL : 019 - 637 - 8889 FAX : 019 - 637 - 9712